

平成 28 年 11 月

放射第 9 号線（一般国道 17 号・白山通り）  
埋蔵文化財試掘調査のお知らせ

当所が施行する放射第 9 号線整備事業に伴い、文化財保護法に基づき下記のとおり埋蔵文化財の試掘調査を実施しますのでお知らせします。

記

1 調査箇所

豊島区巣鴨三丁目 32 番地先（巣鴨地蔵通り商店街入口広場周辺）

2 調査範囲、規模

商店街入口広場：幅 2m×長さ 2m×深さ 1.5m の調査坑 2 箇所

区道巣鴨地蔵通り：幅 2m×長さ 6.5m×深さ 1.5m の調査坑 1 箇所

※区道内の調査は車両の通行規制を伴うため夜間に実施します

3 現地調査期間

平成 28 年 11 月 21 日（月）から 12 月 8 日（木）まで

※土日休日は行いません（雨天の場合は調査日を順延します）

4 調査機関

特定非営利活動法人としま遺跡調査会

問い合わせ先

第四建設事務所工事第一課

03-5978-1728

# 調査箇所図



## 放射第9号線埋蔵文化財試掘調査に関する主な質問と回答

- 質問1 鶯鴨地蔵通り商店街入口広場において、なぜ埋蔵文化財調査が必要なのか。
- 回答1 豊島区鶯鴨三丁目一帯は、埋蔵文化財包蔵地（鶯鴨遺跡）とされています。包蔵地においては、文化財保護法に基づき、道路工事を行う前に調査を実施し、埋蔵文化財の記録や保存をする必要があります。  
なお、試掘調査は豊島区教育委員会の指導のもと実施します。
- 質問2 試掘調査ではどのような作業を行うのか。
- 回答2 小型建設機械や手作業で、トレンチと呼ばれる調査のための溝（穴）を掘り、地中の遺構、遺物の有無や種類等を調査します。
- 質問3 今回の調査は、どの範囲で、どのくらいの期間を要するのか。
- 回答3 鶯鴨地蔵通り商店街の入口広場内において、幅2m×長さ2m×深さ1.5m程度のトレンチを2箇所、また区道上で2m×6.5m×1.5m程度のトレンチを1箇所、合計3箇所において試掘調査を予定しています。  
現地作業は、舗装復旧も含め1箇所あたり2日から3日程度の見込みです。
- 質問4 試掘調査後の予定を教えてください。
- 回答4 試掘調査により本調査が必要な範囲を確定させ、平成29年度に本調査を実施する予定です。  
本調査終了後、平成30年度から鶯鴨地蔵通り商店街入口付近の埋設物移設工事及び道路工事に着手する予定です。
- 質問5 試掘調査の様子を見ることはできるか。
- 回答5 調査では地面を掘削するために建設機械を使用するため、一般の方々には直接現場に入っていただくことはできません。  
試掘調査結果については、豊島区教育委員会の指導、助言を踏まえながら、当所のホームページでお知らせする予定です。
- 質問6 商店街では、定例の縁日や年末のイベントを予定しているが、試掘調査により支障とならないのか。
- 回答6 調査開始前に商店街の方々と綿密に調整し、地元のイベントに支障が生じないように、また調査箇所周辺の安全確保に努めます。
- 質問7 豊島区では、鶯鴨地蔵通り商店街において無電柱化の計画を進めているが、今回の試掘調査はこの計画に関係あるのか。
- 回答7 今回の調査は、放射第9号線（一般国道17号・白山通り）の道路工事に伴う調査ですが、鶯鴨地蔵通り商店街入口周辺は、豊島区が計画している無電柱化事業と整備範囲が重複するため、調査結果については相互に活用していく予定です。